

コロナ対策は地域金融機関のテコ入れも

多胡秀人

2020/3/11

3月6日夕刻の麻生大臣の記者会見での「民間金融機関に対し、貸し出しの金利を下げ、返済期間を猶予するなどの条件の変更を求める」との要請を見ての感想です。

リーマンショックを上回るであろう暴風雨経済の中で金融機関サイドが果たして真の意味で対応するのか、できるのか。

もちろん必ずやってもらわないと困るのですが、リーマンショックのときと比べると地域金融機関の体力はガタ落ちとなっており、目先の利益を追うがために安易なビジネスモデルを選択、ますます短期志向となり、顧客との距離が広がり、顧客との信頼関係が脆弱化しているという現状を見ると、絶望的な思いになります。

このたび拡充された信用保証制度についても、金融機関サイドは“全額保証”のセーフティネット保証4号にだけ熱心というレイジーぶりをすでに露呈しています。

個人事業主を含む中小・小規模事業者を対象に、金利などの条件を大幅に緩和した貸付制度を創設し、日本政策金融公庫などを通じて「実質無利子、無担保の融資をする」との3月7日の安倍首相の発言ですが、資金をつければ自走できる事業者にとっては朗報であるものの、そういう事業者だけではありません。

マジョリティともいえる後者に対しては、資金をつけるだけでは問題は解決しないのです。資金繰りに加えて、①「事業者が資金繰りに追われることなく、本業に集中できるようなサポート」をすること、②「本業そのものを支援すること」が求められます。

地域金融機関の口からは本業支援(②です)という言葉が気安く出てきますが、地域金融機関ができる本業支援には所詮限りがあります。イベント的なビジネスマッチングや外部業者への丸投げで本業支援だと胸を張っている地域金融機関の勘違いには呆れます。なんちゃってリレバン以外の何者でもありません。さらにリレバン上級版である経営改善/事業再生となるとお寒い限りです。

「本業支援」と大上段に構える前に、まずは事業者に「本業に集中してもらうための支援」(経理、財務、管理面で相談相手になる)を実行すべきなんです。

「本業支援」はもとより、「本業集中のための支援」は、失礼ながら、日本政策金融公庫にできるとは思えません。日本政策金融公庫のセーフティーネット貸付への事業者側からの期待は大きいものがありますが、止血剤の効果はあるものの、資金を出すことに強い力点のある政府系金融機関にそれ以上のもの(経営改善支援を含みレバノ全般)を望むことは無理があります。このことは政治家や官僚の方たちに認識してもらいたいところです。

結局のところ 6 日の麻生大臣の談話の通り、地域銀行、協同組織金融機関、さらには信用保証協会に「地域が崩壊すればブーメランのように自らに返ってくる」との危機感を持って頑張ってもらえないのですが、それができる機関の数は遺憾ながら限られていると言わざるをえません。

それができない地域金融機関は、

①金融機能強化法による資本充実と、

②危機に立ち向かい真の意味で顧客本位の経営ができる経営トップとガバナンスの確立、

が不可欠です。

コロナ対策は地域金融機関のテコ入れも並行して行わねばなりません。

(了)

※※※ 無断転載はお断りします ※※※